

鳥取市中核市移行の調整状況(平成28年8月現在)

H28. 8. 30

市中核市推進局・県地域振興課

来年1月に行われる予定の国(総務省・厚労省)のヒアリングに先立ち、今秋から開始される事前協議に向けて、ヒアリング資料をベースとした構成で、これまでに県と市で整理・調整してきた事項、今後の調整が必要な事項について、現時点での県と市で整理調整してきた内容を確認し、円滑な中核市移行の手続きを進めていく。

国(総務省・厚労省)ヒアリング項目

○総務省ヒアリング資料項目

【共同作成分】

- 1 移行に係る経緯と今後のスケジュール
- 2 中核市に係る移譲事務等の概要
- 3 事務処理体制及び人員に関する調べ
- 4 中核市に係る事務の特例の項目数

【市分】

- 1 中核市要件調書
- 2 移行後の組織、移行に伴う組織編成等の具体的な考え方
- 3 移行に係る職員数増減見込み
- 4 今後の定員管理等、給与の適正化等の取組、勤務条件
- 5 中核市移行に伴う市財政への影響、財政収支

【県分】

- 1 当該市の行財政状況等
- 2 中核市移行に伴う県財政への影響

○厚生労働省ヒアリング資料項目(保健所政令市移行に係る提出資料)【共同作成のみ】

- 1 政令市移行の概要(移行予定年月日、市の概況、体制整備の基本方針)
- 2 移行に経緯と今後のスケジュール
- 3 移行に係る作業項目とそのスケジュール
- 4 移行についての都道府県の見解
- 5 移行に伴う施設等整備計画(保健所の整備方針、関連施設の整備計画)
- 6 移行に伴う組織の見直し概要(組織図、保健所の所掌事務、現行体制との対照)
- 7 移行時の保健所の職員の配置計画
- 8 県内の保健所配置状況の比較
- 9 移譲事務等の概要

1 中核市移行の概要

中核市は、当該市の意思に基づき、都道府県の合意を得て、国が政令立案、決定することとされている。また、保健所は、地域保健法第5条により、都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市が設置することとされていることから、東部圏域の実情をふまえ、県・市が連携して適切に対処できる体制を確保する。

(1) 移行予定日 平成30年4月1日

(2) 東部圏域の保健所の体制

鳥取市が中核市への移行すると、法律上、保健所を設置することが義務づけられる。医師、獣医師、薬剤師などの専門人材の確保を図り、施設・資機材や業務の重複等による県・市の二重行政を避けるため、県と市が別々に保健所を設置するのではなく、市が設置する保健所で県（4町）の保健所関連事務を一体的に処理できるよう県が市へ事務を委託し、連携実施する。

〔参考〕鳥取県の保健所の管轄区域

(現 行)

(鳥取市中核市移行後) H30. 4～

【都道府県】

保健所	職員数 (人)	管轄市町村
鳥取保健所	88 (74)	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
倉吉保健所	68 (58)	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
米子保健所	101 (86)	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

【保健所政令市】

保健所	職員数 (人)	人口(人)/ 面積(km ²)	管轄市町村
鳥取市保健所	検討中	232,669/ 1,518.22	鳥取市 (岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町)

※県から4町に係る保健所業務を受託実施

【都道府県】

⇒ (本庁) 検討中

保健所	職員数 (人)	人口(人)/ 面積(km ²)	管轄市町村
倉吉保健所	68 (58)	104,367/ 780.43	同左 (1市4町)
米子保健所	101 (86)	236,612/ 1,208.40	同左 (2市6町1村)

※県保健所の職員数はH28.4現在の各保健所の職員定数。(各保健所ともに建築住宅課を含む。)

下段()は建築住宅課職員を除いた職員定数。

※市は、県から4町に係る保健所業務を受託実施。市保健所の職員数は、本庁対応業務(環境行政等)も含む。

※H30.4～の県保健所の職員数についても、国ヒアリング時点では、H28.4時点と同数として整理。

※人口は、H27.10.1国政調査結果(速報値)。面積は、平成26年全国都道府県市区町村別面積調の数値。

2 中核市への移行により所管・移譲する事務

中核市へ移行することにより鳥取市において処理することとなる事務について、分類整理した。専門性が高いなどの理由で、市において処理できない事務については、県への委託等を検討している。

(1) 所管・移譲・委託事務項目数 (H28. 8. 30現在)

【分野別所管・移譲・委託事務項目数】

区分	所管・移譲・委託事務項目数						合計
	民生	保健衛生	環境	都市計画 ・建設	文教行政	その他	
市分							
法令・政省令	626	1,260	315	112	27	50	2,390
県単独事業	0	121	111	0	0	0	232
計	626	1,381	426	112	27	50	2,622
4町分							
法令・政省令	288	1,262	308	0	7	50	1,908
県単独事業	0	121	109	0	0	0	230
計	288	1,383	417	0	7	50	2,138

※法令等の条項数により項目数を整理したもの

※「法令・政省令」には、法令上、中核市の権能となる事務及び知事権限の条例移譲により市において実施する事務項目数を記載。

「県単独事業」には、県条例等に規定されている事務のうち、市に移譲し実施する事務項目数を記載。

※「国告示・通知等」により市（保健所設置市）の権能となる事務について、精査確認中。

※H28. 8. 30現在で県・市の事務レベルで調整中の項目数であり、今後の法改正等により変更となる場合がある。

平成27年11月の取りまとめ項目数 平成28年8月30日現在
2,213事務 ⇒ 2,622事務

【主な増減の理由】

- ・保健所長権限の事務（法定上保健所を経由する事務を含む）を整理追加
- ・法改正により新たに中核市の権能となったもの（H30. 4までに施行されるものを含む）
（児童福祉法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、医療法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）
- ・国（総務省・厚労省）の項目の再精査により、事務項目を追加・削除したもの
（社会福祉法、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律、生活困窮者自立支援法、母胎保護法、私立学校法、食品表示法 など）

(2) 県から市、市から県への事務の委託等

県市間で調整中。今後、それぞれについて事務内容・項目等を記載

(3) 主な業務と取扱実績 (H27年度)

各行政分野における主な業務と平成27年度の県における取扱実績等（市及び4町に関わるものの件数）は次のとおり。

※業務により市町ごとの実績を計上することができないものあり。

ア 民生行政分野

主な業務	取扱実績等
身体障害者手帳の交付	・手帳の交付（再交付を含む） 市555件 4町(144件) ・手帳の返還及び返還命令 市520件 4町(154件) ・手帳交付者の居住地変更届受理 市240件 4町(28件)
障害福祉サービス事業者の指定	・指定障害福祉サービス事業者の指定 市13件 4町(2件)

母子父子寡婦福祉資金の貸付	・母子福祉資金の貸付 市14件※4町県実施(2件)
小児慢性特定疾患医療費の給付	・小児慢性特定疾患医療費の給付対象者 市196人 4町(31人)
老人福祉施設の設置認可・監督	・老人「付・ビ・セ」等の届出事項の変更受理 市246件 4町(24件) ・有料老人ホーム設置及び変更の届出 市6件 ※4町県実施(3件)
介護サービス事業者の指定	・居宅介護サービス事業者の指定 市34件 4町(1件)
生活保護医療機関等の指定	・医療機関の指定 市86件 ※4町県実施(9件) ・指定医療機関の診療内容等の審査、診療報酬額の決定 市847件※4町県実施(62件) ・指定介護機関の指定 市42件 ※4町県実施(3件)
社会福祉審議会の設置・運営	・審議会の開催 年2回(県全体)
民生委員児童委員の定数の決定 ・推薦・研修	・厚生労働大臣への民生委員の推薦 市6件※4町県実施(2件) ・民生委員指導訓練の実施、活動費支払 市516件※4町県実施(170件)

イ 保健衛生分野

主な業務	取扱実績等
感染症の予防・感染症の患者に対する医療	・健康診断の勧告及び実施 市317件 4町(70件) ・特定感染症指定医療機関等への入院の勧告 市13件 4町(5件) ・結核患者の医療費に係る費用の負担 市36件 4町(13件)
難病医療費の助成申請	・難病医療費の給付対象者 市1,364人 4町(304人)
精神保健・精神障がい者福祉	・相談指導 市442件 4町(331件) ・措置の決定・措置入院の通知 市16件 4町(1件) ・精神障害者保健福祉手帳の交付 市1,279件 4町(199件)
医事・薬事に係る許可・立入検査	・医療機関の立入検査 東部全体 45件 ・薬局開設の許可、更新許可 市15件 4町(2件) ・毒物劇物販売業者の立入検査 東部全体 65件
食品営業施設の許可、監視指導	・食品営業施設等の許可 市818件 4町(153件) ・食品営業施設等の監視指導 東部全体 2,869件
食品表示適正化指導	・立入検査等 市90件 4町(23件)
環境衛生施設の監視・検査	・旅館業(78件)、興行場(1件)、公衆浴場(19件)、理容所(16件)、美容所(27件)、クリーニング所(11件)、温泉利用施設(38件)、源泉(59件)、飲料水施設(114件)、ビル管登録事務所(10件)
狂犬病予防・動物愛護	・犬・猫の引取り 東部全体245件 ・未登録犬の捕獲 東部全体 58件 ・負傷動物の収容 東部全体 29件

ウ 環境行政分野

主な業務	取扱実績等
一般・産業廃棄物処理施設の設置許可・立入検査・改善命令	・産業廃棄物処分業の許可 東部全体 7件 ・処理施設、排出事業所等に対する立入検査 東部全体1,098件
ばい煙発生施設の届出受理・立入検査	・ばい煙発生施設の設置の届出の受理 市3件 ※4町実績なし ・ばい煙排出者等からの報告徴収、立入検査 市21件 ※4町実績なし
大気汚染等の常時監視	・大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視

エ 都市計画・建設行政分野

主な業務	取扱実績等
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	・サービス付き高齢者向け住宅の登録 市3件 ※4町県実施(なし) ・サービス付き高齢者向け住宅の変更届出受理 市9件 ※4町県実施(なし)
建設資材の再資源化に関する立入検査	・建設工事現場等への立入検査 H27実績なし
屋外広告業者の登録・指導・監督	・屋外広告業者の登録の義務づけ 県全体80件 ・屋外広告業者に対する指導、助言、勧告 H27実績なし

オ 文教行政分野

主な業務	取扱実績等
小中学校県費負担教職員の研修 重要文化財・埋蔵文化財に関する許可等	・初任者研修、10年目研修、専門研修等の実施 H27実績なし ・重要文化財の現状変更等の許可 市18件※4町県実施(なし) ・文化財である埋蔵物の提出受理等

3 体制整備（基本方針）

中核市移行後においては、危機管理等を含め県が行っている業務を移行後も引き続き同様に行えるよう、市の本庁、保健所等の人員を含めた組織体制を構築する。施設については、市の新庁舎ができるまでの間は市有施設及び県の東部庁舎の間借り等で対応する。

(1) 移行後の市の組織体制

- ア 県本庁からの移管・移譲事務等は、市の関連する部署がそれぞれ引き継ぐ。
- イ 東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所の保健所業務は、現在の業務を引き継ぐことを基本に、(仮称)鳥取市保健所を新設して統合する。
- ウ 組織機構及び事務分掌の詳細は、市民サービスの向上及び事務の効率化の観点から検討する。

(2) 施設・設備・備品

ア 保健所施設

鳥取市の中核市移行（平成30年4月）から、鳥取市役所新本庁舎が完成し、(仮称)鳥取市保健所を駅南庁舎に改めて整備する（平成32年3月頃）までの約2年間（暫定期間）は、現在、県の東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所において実施している保健所業務については、暫定施設において、事務を行う。

部 門	現行（～H30.3月）	暫定期間（H30.4～H32.3）	本格稼働（H32.4～）
福祉保健部門	東部福祉保健事務所（江津）	さざんか会館及び駅南庁舎	駅南庁舎
生活環境部門	東部生活環境事務所（立川）	県東部庁舎（立川）	

※暫定期間は、市が県東部庁舎（現東部生活環境事務所部分）を賃貸

イ 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所又は登録検査機関に業務を委託する。

ウ 犬の抑留等施設

犬管理所（松並町3丁目）及びその施設内の備品等については、県から市へ譲渡する。

エ 試験・検査備品等

- (ア) 大気測定局、不法投棄監視カメラシステム
現在の観測地において、引き続き市が使用。
(県への行政財産使用許可、備品譲渡)
- (イ) 検査機器（血液検査用遠心分離機、画像ビューワシステム、PHメーター、CO濃度計など）
県から市へ譲渡、貸与
- (ウ) 業務関連備品（医療救護対策支部用備品、看護師養成施設等環境改善用備品）
県から市へ譲渡、貸与
- (エ) 事務什器（事務机・椅子・ロッカー等）
県から市へ譲渡（県において引き続き使用するものを除く）
- (オ) 災害医療、健康危機管理、原子力災害等に対応するための備蓄物品（医薬品を含む）

オ 情報システムの整備

事務の移管・移譲に伴い使用する各種の情報システムについては、平成29年度に、市が整備・構築を行い、県の情報システム等からのデータ引継ぎを行う。（県東部庁舎内のネットワーク環境整備を含む。）

(3) 職員体制

ア 職員体制

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。以下同じ。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。

イ 職員の確保・研修

現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制を確保する。

また、保健所業務は、専門的な知識や技術、経験が必要な分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、鳥取市は、県東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所への長期派遣実習を実施し、保健所業務を担う人材の確保、育成を計画的に進め、円滑な業務移管を実現する。

- ・中核市移行後も、当面の間、県からの専門職を中心とした職員派遣等の人的支援を実施
- ・少数職種（獣医師、薬剤師 など）の専門人材確保、県・市間の人事交流

(4) 広域的な緊急時の対応（災害医療・健康危機管理・原発など）

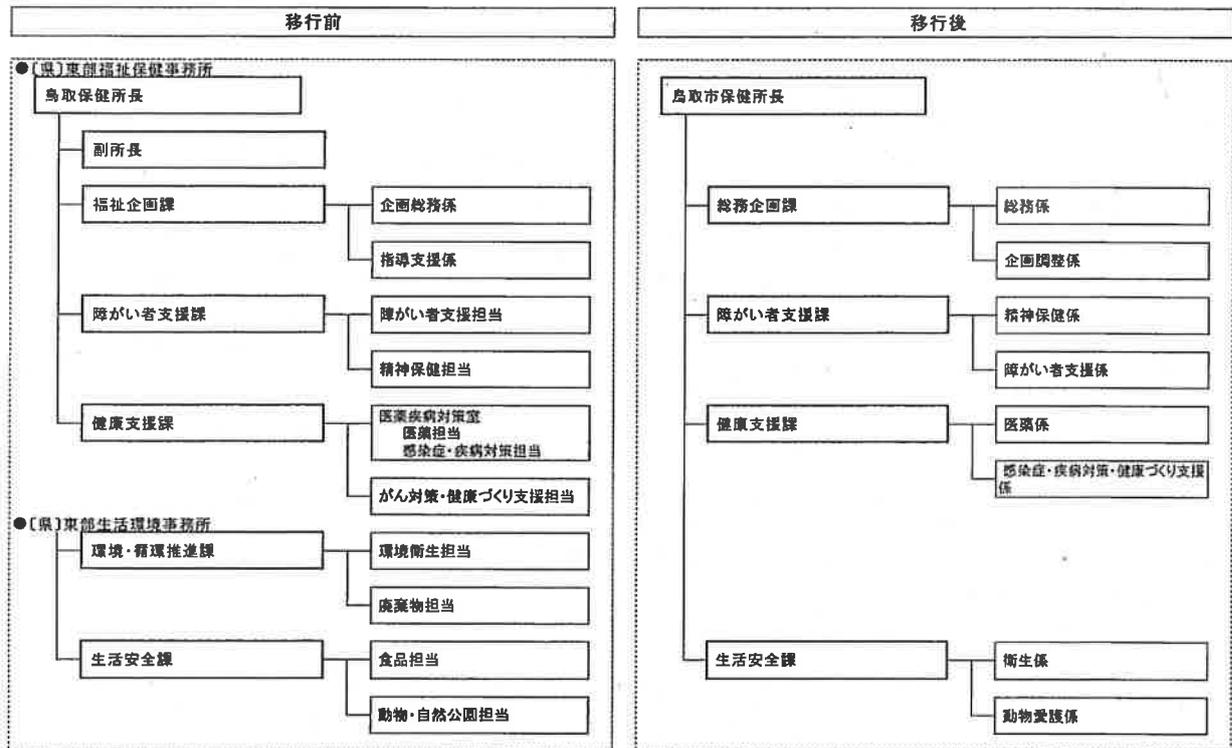
鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県（本庁、倉吉・米子保健所）と連携して、医療救護等の対応にあたる。

4 体制整備（各論）

組織図、所掌事務分担、研修計画など体制整備の詳細を説明。

(1) 組織体制の概要

① 保健所関係



※今後、組織の名称などを変更する場合があります。

東部生活環境事務所環境・循環推進課の事務は、本庁事務とし、市下水道環境部生活環境課において所管することとしています。

② 本庁組織関係

県本庁の事務は、市の関連する部署において引き継ぐ。

(2) 市の所掌事務・職員配置計画

県と市で継続して協議を行っており、今後市において作成

参考：保健所の組織体制のイメージ（平成27年12月策定：鳥取市保健所設置基本構想より）

区分	業務内容
総務企画部門	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健医療計画の進捗管理及び推進に関すること。 ・健康課題の把握及び地域保健推進に関する広域的な調整・連携に関すること。 ・在宅医療・介護の連携体制の整備に関すること。 ・人口動態統計、保健統計等情報の報告、収集及び発信に関すること。 ・国民生活基礎調査等の統計調査に関すること。 ・関係機関の職員等に対する現任教育を含めた研修及び保健師、栄養士等学生等の受入れ等人材育成に関すること。
精神保健・精神障がい者支援部門	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉に関する保健指導に関すること。 ・精神障がい者の医療及び保護に関すること。 ・精神障がい者の地域移行・地域定着支援に関すること。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。 ・自立支援医療（精神通院医療）に関すること。 ・ひきこもり対策に関すること。 ・アルコール依存症・薬物依存症対策に関すること。 ・高次脳機能障害者の支援に関すること。 ・自死対策に関すること。

区分	業務内容
<p>予防医療部門</p>	<p>(健康危機管理(災害を含む。)関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等新たな感染症、被ばく、災害等の発生時の医療等提供体制の整備に関すること。 <p>(感染症関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等の院内感染対策を支援する地域ネットワークの推進に関すること。 ・ O157等感染症の発生予防、発生時の疫学調査及びまん延防止に関すること。 ・ エイズ、性感染症、肝炎、風疹等についての啓発、相談及び検査に関すること。 ・ 結核予防及び結核患者の支援に関すること。 ・ ハンセン病の啓発に関すること。 ・ 予防接種による事故報告等に関すること。 ・ 検疫法に関すること。 <p>(医事関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所等の許可、届出に関すること。 ・ 病院、診療所、歯科診療所、助産所に係る医療法第25条に基づく報告の徴収、立入検査(医療監視)、施術所、歯科技工所等の立入検査に関すること。 ・ 医療への苦情・心配事の相談対応、情報の提供等医療安全に関すること。 <p>(医療安全支援センターの設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正受診の啓発、AEDの貸出し等救急医療の確保に関すること。 ・ 死体解剖の許可に関すること。 <p>(薬事関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局等医薬品販売業、高度管理医療機器販売業等の許可、届出及び指導監視に関すること。 ・ 毒物劇物販売業等に係る登録、届出及び指導監視に関すること。 ・ 薬物乱用防止に関すること。 ・ 献血推進に関すること。 <p>(疾病対策関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 難病患者の医療費の助成及び支援に関すること。 ・ 小児慢性特定疾病患者の医療費の助成及び支援に関すること。 ・ 肝炎治療費の助成及び支援に関すること。 ・ 原爆被爆者医療費の助成及び支援に関すること。 ・ 石綿・森永ヒ素ミルク中毒等健康被害者の医療及び支援に関すること。 ・ 熱中症予防の情報提供、光化学オキシダント等についての健康相談に関すること。 <p>(健康増進関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり応援施設の認定等県民の健康づくりの環境整備に関すること。 ・ 健康づくりに関する広域的で特に重要な課題(がん対策、糖尿病対策、認知症対策等)に関すること。 ・ 女性の健康問題の相談等に関すること(女性健康支援センターの設置)。 ・ 不妊治療費の助成に関すること。 ・ 広域的な母子保健・思春期健康問題に関すること。 ・ 広域的な栄養改善及び食育の推進に関すること。 ・ 栄養改善・食育推進の組織及びネットワークづくりに関すること。 ・ 特定給食施設の指導に関すること。 ・ 食品表示の指導に関すること。 ・ 栄養士免許の申請に関すること。 ・ 広域的な歯科保健の課題に関すること。
<p>環境・生活衛生部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水、大気環境に関すること。 ・ 土壌汚染対策に関すること。 ・ 石綿健康被害防止に関すること。 ・ 騒音、振動、悪臭に関すること。 ・ 特定工場における公害防止に関すること。 ・ 環境学習・環境教育に関すること。

区分	業務内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理・美容所、旅館、興行場、クリーニング所及び公衆浴場の環境衛生に関すること。 ・ 温泉の利用、環境衛生等に関すること。 ・ 建築物における衛生的環境に関すること。 ・ 衛生害虫の相談に関すること。 ・ 水道施設の衛生に関すること。 ・ 一般廃棄物処理施設の設置許可に関すること。 ・ 廃棄物処理施設等に対する立入検査等に関すること。 ・ 産業廃棄物に関すること。 ・ 産業廃棄物処理施設、処分業、収集運搬業の許可等に関すること。 ・ 廃棄物の不法投棄に関すること。 ・ 熱回収施設の認定に関すること。 ・ 浄化槽に関すること。 ・ 自動車リサイクルに関すること。 ・ 使用済タイヤの適正保管に関すること。 ・ ダイオキシン対策に関すること。 ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関すること。 ・ フロン類の使用、管理等に関すること。 ・ 化製場に関すること。
食品・動物愛護部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品営業許可に関すること。 ・ 食中毒に関すること。 ・ 食品衛生監視に関すること。 ・ 給食施設の監視指導に関すること。 ・ 調理師・ふぐ処理師免許に関すること。 ・ 製菓衛生師に関すること。 ・ 魚介類の行商に関すること。 ・ 食品関係業者に対する衛生教育に関すること。 ・ 食品表示・景品表示に関すること。 ・ 米穀等の取引及び産地情報に関すること。 ・ 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。 ・ 狂犬病予防に関すること。 ・ 動物の愛護及び管理に関すること。

(3) 研修の状況・研修計画

① 人事交流(相互派遣)

- ・ 平成28年度から保健師1名の人事交流を実施

市から県(東部福祉保健事務所)へ派遣されている保健師(係長級)は、感染症・疾病対策担当に配属され、主に結核、感染症、HIV等の事務を担っている。

また、県から市へ派遣されている保健師(主事級)は、中央保健センター健康づくり係に配属され、主に地域の保健衛生業務、糖尿病対策等の事務を担っている。

② 職員研修計画

中核市への移行に伴い、県から移管・移譲される事務の習得のため、市職員を県へ派遣して長期間の研修を行う。

平成29年度における具体的な研修分野、研修内容、職種等については、現在、県と市とで調整を行っている。

職員研修計画は、今後、作成

③ 現場研修等の受入状況（随時）

県の関係各部署において、市の職員が短期間での研修・訓練の参加、検査の立会等を行う。

<平成27年度>

- ・感染症（O26エボラ・新型インフルエンザ）、DMAT等健康危機管理に係る訓練・研修等の参加（保健師含む3～4名/回）
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導への参加
- ・空港災害対策（消火避難訓練ほか）、緊急被ばく、原子力災害避難等に係る訓練等への参加（保健師含む担当者出席）
- ・栄養改善、感染症、医事業事、結核・難病業務（1月）、健康づくり、精神保健業務（2月）の説明・勉強会（保健師・栄養士等専門職含む担当者が出席）
- ・動物愛護管理担当（12月）、食品担当（1月）の業務概要説明（各3名受入）
- ・衛生環境研究所における検査体制等の視察受入、行政検査の頻度・流れ、民間委託等での制約などの情報交換を実施（保健師含む計14名受入）

<平成28年度>

- ・医療機関の監視に同行（事務、保健師、管理栄養士）
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導（監査）への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員研修会への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員本庁及び所（局）担当者連絡会への参加
- ・障がい福祉サービス事業所の実地指導に係る所内勉強会（8/4開催）への参加（3名）
- ・医療監視〔県立中央病院 6/30〕（栄養士1名、事務1名参加）
- ・栄養改善業務勉強会〔2回：6/13, 7/11〕（栄養士延べ14名参加）
- ・原子力防災訓練（船舶訓練）〔8/28〕
- ・衛生環境研究所における検査の実態や必要な設備等への助言（技師1名、環境事業公社1名を含む計4名受入）
- ・使用済物品放置防止条例に係る事業者立入検査・パトロール（4月～）、廃棄物処理施設設置手続き条例に係る現地確認（5月）への同行（2名程度/回）、警察との合同検問への参加（2名程度/回）
- ・許認可事務（旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング等）の事務の流れ、業務内容（6月、2名）
- ・最終処分場跡地指定の解除のための試掘調査の同行（6月、2名）
- ・美容所の開設検査（現地確認）の同行（6月、1名）
- ・ビル管理者の登録申請検査（現地確認）の同行（6月、1名）
- ・簡易宿所の開設検査（現地確認）の同行（6月、1名）
- ・廃棄物処理施設設置手続き条例に係る住民説明会同席（6月、2名）
- ・食品衛生責任者講習会への参加（6月、2名）
- ・食品衛生監視員研修会への参加（7月、1名）
- ・廃棄物処理施設（中間処理）の立入検査（現地確認）の同行（7月、3名）
- ・産廃不法投棄の現地確認・指導に同行（8月、2名）

④ 今後の予定（これまでの研修等の継続実施を含む）

- ・福祉施設の実地・指導監査の合同実施（事前研修・打合せ含む）
- ・鳥取空港災害対策緊急計画連絡協議会〔9/13予定〕
- ・鳥取空港消火避難訓練〔11/3予定〕
- ・地元説明会への同席、講習会・事業者説明会等への出席、立入検査（廃棄物処理施設、旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング、石綿除去現場等）への同行

5 財政影響額の推計（鳥取市）

中核市となって事務を処理するにあたって要する費用等について、増減の影響額の推計をする
とともに、基準財政需要額の増額見込みを算出する。

県の決算実績をもとに、市において今後作成

〔参考〕県からの条例移譲・委託事務に係る経費（人件費含む）は、権限移譲交付金・委託料収入を充当

事務区分 \ 区域	鳥取市域分	東部4町分
法定移管事務 （自治法、個別法により中核市の事務と定められているもの）	中核市の事務 （交付税措置）	県事務の受託 （県からの委託料）
		県実施
関連事務 （法、政省令等に基づく県の事務）	特例条例による移譲 （権限移譲交付金）	県事務の受託 （県からの委託料）
		県実施
自治事務（県単独事務） （県条例に基づく県の事務）	特例条例による移譲 （権限移譲交付金）	県事務の受託 （県からの委託料）
		県実施
県単独事務 （県が実施主体の事務・県が政策実施している事務事業※給付費負担等を含む）	県事務の受託 （県からの委託料・負担金）	県事務の受託 （県からの委託料・負担金）
		県実施
自治事務（市単独事務）	中核市の事務 （交付税措置）	県実施

6 今後のスケジュール

地方自治法上の指定手続きを改めて確認。市の市議会への申出の発議から始まり、県の議会の議決を経ての知事同意をもって、市が総務大臣へ申出し、政令制定により指定される。関係団体、住民への広報・周知を行う。

(1) 国ヒアリング（総務省・厚生省）

従来、県から提供されている行政サービスの水準が引き続き確保されるよう組織体制、施設、設備等について、中核市移行・保健所設置後も事務執行体制が確保されているか、県の人的支援等、適切な連携・協力関係が確保されているかを確認し、法定手続を迅速・円滑に進めるため実施されるもの。

〔スケジュール〕

H28. 10～ ヒアリングに向けた事前協議（総務省、厚生労働省）

H29. 1 総務省・厚生労働省ヒアリング

(2) 中核市の指定に係る手続き（地方自治法252条の24）

中核市の指定は、都道府県の同意を経て、市の申出に基づき国（総務大臣）が行う。

〔スケジュール〕

H29. 3 ① 市長が市議会に「中核市指定の申出」議案を提出〔H29. 3月市議会〕

H29. 3 ② 市議会が「中核市の申出」議案を審議し、議決〔H29. 3月市議会〕

H29. 4 ③ 市議会での可決を経て、市長が県知事に「中核市指定に係る同意」申入れ

H29. 5 ④ 県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出〔H29. 5月県議会〕

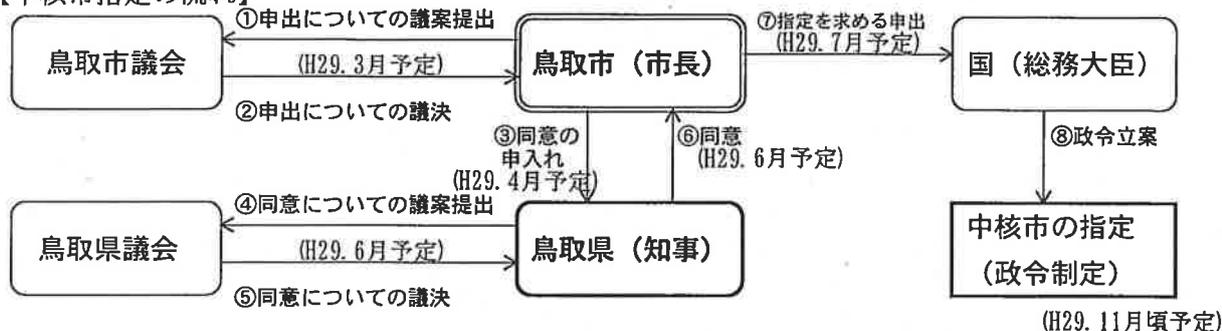
H29. 6 ⑤ 県議会は「中核市指定に係る申出の同意」議案を審議し、議決〔H29. 5月県議会〕

⑥ 県議会での可決を経て、県知事は市長に、市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付。

H29. 7 ⑦ 市長が総務大臣に中核市指定を求める申出

H29. 11頃 ⑧ 総務大臣は、市を中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立

【中核市指定の流れ】



(3) 住民周知・広報等

中核市制度について、住民の理解を得ることが重要であることから、中核市制度及び中核市への移行に関する周知を図る。

また、中核市移行に伴う市の保健所設置にあたり、県から市へ4町の事務を委託することについて、住民・業者等への周知・広報が必要。

【主な取組】

- ・ホームページ（県・市・各町）による周知
- ・市報、町報等による周知
- ・中核市移行シンポジウム（市主催・県後援）
平成28年11月24日（木）鳥取市民会館にて開催予定
- ・住民説明会
市：地域づくり懇談会の場で説明
町：県主催各町協力のもと、平成28年10月中・下旬に開催を予定
- ・関係機関・団体等への説明
平成28年10月中旬頃から、県・市共催で説明会を開催
- ・事業対象者・事業者への案内・周知（中核市移行の政令交付後）